

【8月15日が失業認定日の方へ】

台風7号接近に伴う失業認定日の取扱いについて

台風7号は8月15日、近畿地方に最接近する予報となっています。公共共通機関も計画運休を実施するなど、最大限の警戒が必要な状況です。

8月15日の失業認定の手続きにハローワークへの来所が困難な場合には失業認定日の変更が可能です。

15日は無理な来所は控えていただき、16日以降、安全が確保された状況になりましたら、速やかに認定手続きにご来所ください。

なお、明日、台風7号による来所困難のハローワークへの連絡は不要です。

詳細については、手続きをされたハローワークにお問い合わせください。